



山形県公報

令和3年9月17日(金)
第239号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……929
- 地域登録検査機関の変更登録……………(同) ……939
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……940
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……941
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(最上総合支庁建築課) ……942

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(同) ……943
- 同……………(上山明新館高等学校) ……944

告 示

山形県告示第735号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
令和3年8月31日
3
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
みちのく村山農業協同組合
代表理事組合長 三浦 康彦
村山市楯岡北町一丁目1-1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
高嶋洋一	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
折原武	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
有路拓矢	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
芦野和弘	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
大貫清悦	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
押切智志	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
加藤正人	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
黒沼洋昭	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
齋藤忠晴	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
後藤理	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
齊藤元裕	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
石山卓也	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
前田和弥	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
奥山和直	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
加藤清宏	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
村岡真人	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
草刈一人	玄米、大豆、そば	
名垣和俊	玄米、大豆、そば	
軽部和敦	玄米	
志村秀弥	玄米、大豆、そば	
伊藤和宏	玄米、小麦、大豆、そば	
齋藤淳哉	玄米	
菊地昌美	玄米、大豆	

高橋浩樹	玄米、大豆
三浦弘之	玄米、大豆、そば
吉田稔	玄米、大豆、そば
笹原貴久	玄米、大豆、そば
加藤雄二	玄米、大豆、そば
奥山康和	玄米、大豆、そば
生田秀治	玄米、大豆、そば
今野英樹	玄米、大豆、そば
高嶋晃	玄米、大豆、そば
尾崎洋介	玄米、そば
草苺範明	玄米、大豆、そば
斉藤亮	玄米、大豆、そば
柳元穰	もみ、玄米、大豆、そば
星川雄宇	もみ、玄米、大豆、そば
阿部宏也	玄米、小麦、大豆、そば
大崎卓也	玄米、小麦、大豆、そば
阿部宣幸	玄米、小麦、大豆、そば
辻村憂	玄米、小麦、大豆、そば
岸裕	玄米、大豆、そば

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
令和3年8月31日
6
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
金山農業協同組合
代表理事組合長 岸 新也
最上郡金山町大字金山456-30
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
小野正幸	玄米、大豆、そば	国内産農産物に限る。
山谷大樹	玄米、大豆、そば	
五十嵐勝之	玄米、大豆、そば	
長倉潤	玄米、大豆、そば	

3 (1) 登録年月日及び登録番号

令和3年8月31日

7

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 若林 英毅

東置賜郡川西町大字上小松978-1

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
加藤文一	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
坂野弘幸	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
佐藤智浩	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
平林章	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
青木豊志	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
寒河江喜久夫	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
穴戸利一	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
田苗政一郎	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
遠藤隆則	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	

竹田英司	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
佐藤幸夫	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
金子寛和	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
伊藤繁明	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
森谷嘉嗣	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
登坂幸治	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
梅津芳晴	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
小林周一	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
佐々木勝幸	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
高橋政勝	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
菅原利浩	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
高橋幸起	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
佐々木泰司	玄米、小麦、大豆、そば
菅野修	玄米、小麦、大豆、そば
大河原文幸	玄米、小麦、大豆、そば
藤倉弘樹	玄米、小麦、大豆、そば
近野信浩	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
金子浩子	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
桑原健太郎	もみ、玄米、大豆、そば
本間忠司	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
坂野友一	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
小関正浩	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
高橋勝	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
栗田俊明	もみ、玄米、小麦、大豆、そば

齋藤達也	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
長谷川 仁	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
辻 浩明	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
長谷部 克広	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
新野 克行	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
平 圭一郎	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
富樫 啓貴	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
横山 康彦	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
高橋 弘之	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
児玉 直樹	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
齋藤 佑輔	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
柏倉 義弘	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
横山 汐佑希	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
竹田 一彦	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
渡部 貴史	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
石川 拓	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
大木 康広	もみ、玄米、小麦、大豆、そば
後藤 瑞貴	もみ、玄米、小麦、大豆、そば

4 (1) 登録年月日及び登録番号

令和3年8月31日

8

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 太田 政士

鶴岡市上藤島字備中下3-1

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産小麦 国内産大麦 国内産大豆 国内産そば

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
叶野 浩	玄米、小麦、大豆、そば	国内産農産物に限る。
菖蒲 孝夫	玄米、大豆	
石川 輝紀	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
日向 一也	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
大滝 尚	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
齋藤 正之	玄米、大豆、そば	
齋藤 和博	玄米、大豆、そば	
成澤 順	玄米、小麦、大豆、そば	
小林 卓史	玄米、大豆、そば	
今井 俊	玄米、大豆、そば	
野尻 秀一	玄米、大豆、そば	
清野 清晃	玄米、大豆	
阿部 正	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐藤 誠	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
梅津 茂雄	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
佐藤 俊喜	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
山本 均	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
鈴木 繁則	玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
加藤 修	玄米、大豆、そば	
五瓶 正人	玄米、大豆、そば	
菅原 剛	玄米、小麦、大豆、そば	
五十嵐 順	玄米、小麦、大豆、そば	
大井 広明	玄米、大豆、そば	

佐藤正春	玄米、大豆、そば
阿部慶和	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
庄司学	玄米、大豆
高橋健児	玄米、大豆、そば
山口龍士	玄米、大豆、そば
池田直史	玄米、大豆、そば
小田一貴	玄米、大豆、そば
阿部仁	玄米、大豆、そば
遠藤貞吉	玄米、大麦、大豆、そば
板垣涉	玄米、大豆、そば
高橋徹	玄米、大豆、そば
今野今人	玄米、大豆、そば
鈴木重昭	玄米、大豆、そば
大滝正人	玄米、大豆、そば
藪田凌也	玄米、大豆、そば
佐藤務	玄米、大豆、そば
伊藤隆	玄米、大豆、そば
佐藤玄明	玄米、大豆、そば
樋渡健	玄米、大豆、そば
奥山和樹	玄米、大豆、そば
加藤慧真	玄米、大豆、そば
安野仁	玄米、大豆、そば
五十嵐暢弘	玄米、大豆、そば
佐藤克典	玄米、大豆、そば

阿 部 秀 一	玄米、大豆、そば
安 野 拓	玄米、大豆、そば

- 5 (1) 登録年月日及び登録番号
 令和3年8月31日
 9
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 庄内みどり農業協同組合
 代表理事組合長 田村 久義
 酒田市曙町一丁目1
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
 国内産もみ 国内産玄米 国内産大豆 国内産そば
- (4) 登録の区分
 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
本 間 光 記	もみ、玄米、大豆	国内産農産物に限る。
佐々木 浩 希	もみ、玄米、大豆	
佐々木 盛 二	もみ、玄米、大豆	
曾 我 維 見	もみ、玄米、大豆	
遠 田 聡	もみ、玄米、大豆、そば	
児 玉 康 昭	もみ、玄米、大豆	
堀 忠 雄	もみ、玄米、大豆	
堀 賢治郎	もみ、玄米、大豆	
佐 藤 俊 之	もみ、玄米、大豆	
佐 藤 真 司	もみ、玄米、大豆	
横 山 嘉 彦	もみ、玄米、大豆	
遠 藤 学	もみ、玄米、大豆、そば	
佐 藤 哲 也	もみ、玄米、大豆	
和 島 功	もみ、玄米、大豆	

佐藤 広一	もみ、玄米、大豆
渡辺 桂	もみ、玄米、大豆、そば
小野寺 由一	もみ、玄米、大豆、そば
佐藤 晃喜	もみ、玄米、大豆
澁谷 享治	もみ、玄米、大豆
佐藤 光昭	もみ、玄米、大豆
池田 耕	もみ、玄米、大豆
田村 賢治	もみ、玄米、大豆
池田 彰	もみ、玄米、大豆、そば
土井 翼	もみ、玄米、大豆
前田 考裕	もみ、玄米、大豆
佐々木 功	もみ、玄米、大豆
佐藤 良輔	もみ、玄米、大豆
長沢 隆洋	もみ、玄米、大豆
成田 幸司	もみ、玄米、大豆
小松 祐輔	もみ、玄米、大豆、そば
佐藤 由紀	もみ、玄米、大豆、そば
高橋 英樹	もみ、玄米、大豆、そば
土田 勝則	もみ、玄米、大豆、そば
田村 和也	もみ、玄米、大豆、そば
坪沼 雪人	もみ、玄米、大豆、そば
工藤 武士	もみ、玄米、大豆、そば

山形県告示第736号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和3年9月6日
21
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社いずみ農産
代表取締役 齋藤 渡
鶴岡市羽黒町大口字木戸口76-1
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大麦
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
齋 藤 一 志	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
齋 藤 渡	もみ、玄米、小麦、大麦	

山形県告示第737号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西村山郡河北町大字岩木地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年9月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（確定測量）

山形県告示第738号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
白鷹町
- 2 調査を行った期間
平成31年3月8日から令和3年3月17日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
白鷹町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域

大字萩野の一部

5 認証年月日

令和3年9月7日

山形県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月17日から同年10月1日まで縦覧に供する。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋東六60番12から 同 仲沖一551番2まで	旧	69.6メートル } 11.0	1,093メートル
同 上	新	82.0メートル } 35.0	同 上

山形県告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月17日から同年10月1日まで縦覧に供する。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上伊佐沢川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋東三43番2から 同 大塚字荒井九2660番2まで	旧	36.0メートル } 14.4	93メートル
同 上	新	41.0メートル } 14.4	同 上

山形県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月17日から同年10月1日まで縦覧に供する。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋東六60番12から
同 仲沖一551番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年9月17日

山形県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年9月17日から同年10月1日まで縦覧に供する。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 上伊佐沢川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋東三43番2から
同 大塚字荒井九2660番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年9月17日

山形県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市の一部、長井市の一部、南陽市の一部、西村山郡朝日町の一部、東置賜郡高島町の一部、同郡川西町の一部、西置賜郡白鷹町の一部（最上川上流置賜地区）
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年9月1日から同年12月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測、航空レーザ測深）

山形県告示第744号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
北村山郡大石田町横山地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年9月6日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第745号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町の一部（横川ダム）
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年9月20日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測）

山形県告示第746号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道最総建第215号
- 2 指定の場所 新庄市大字鳥越字玉ノ木4160番の一部及び4167番の一部
- 3 道路の現況 幅員 8.070メートル以上8.880メートル以下
延長 7.881メートル
- 4 指定年月日 令和3年9月8日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
 - (2) 日時 令和3年10月28日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
イ ノート型パソコン 692台
ロ デスクトップ型パソコン 150台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和4年3月25日（金）
 - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課分室（15階）
 - (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2718

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年10月14日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月7日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Notebook personal computers: 692

② Desktop computers: 150

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 28, 2021

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)2718

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年9月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量 中型バス 1台

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和3年7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
山形いすゞ自動車株式会社 山形市成沢西五丁目1番5号
- 5 落札金額 31,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年6月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年9月17日

山形県立上山明新館高等学校長 佐藤 睦 浩

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立上山明新館高等学校情報教室用コンピュータ等に係る賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立上山明新館高等学校事務室 上山市仙石650番地 電話番号023(672)1701
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社山形支社山形第二営業部 山形市松波一丁目14番14号
- 5 落札金額 3,081,210円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年7月20日